

(2018年10月度以降)

既に指定を受けている事業所が新たに 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の届出を行う場合

※年度の途中で当該加算の算定を受ける場合、算定開始月の前々月の末日までに届出が必要です。

(例えば7月1日から加算の算定を受ける場合は、5月末までに届け出る必要があります。)

※必ず事前に予約のうえ、来庁にて届出を行ってください。

【届出書類】

- ① 介護給付費等算定に係る届出書
- ② 介護給付費・訓練等給付費算定に係る体制等状況一覧表(各サービス分)
- ③ 福祉・介護職員処遇改善計画書【別紙様式2】
- ④ 誓約書(福祉・介護職員処遇改善(特別)加算用)
- ⑤ 就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に作成している場合は、それらの規程)
※常時10人以上従業員を雇用する事業所は就業規則が必要です。常時10人未満の事業所は、「労働条件通知書」の写しを添付してください。
- ⑥ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)等)
- ⑦ 《キャリアパス要件Ⅰ及びⅢに該当する場合》
キャリアパス要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類
※就業規則等の抜粋や、規則等とは別に作成している書類を添付してください。また該当箇所を付箋貼付、マーカー着色等で明示してください。

※上記①②③④の書類は、その様式を枚方市ホームページよりダウンロードして作成してください。

※複数の事業所の計画書を一括して作成する場合は、上記④に「福祉・介護職員処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)」「別紙様式2(添付書類1)」を添付してください。また他の都道府県等に所在する複数の事業所を一括して作成する場合は、次の書類も添付してください。

- ・「福祉・介護職員処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)」「別紙様式2(添付書類2)」
- ・「福祉・介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)」「別紙様式2(添付書類3)」

※同一法人で、既に加算を算定している事業所がある場合等は、必要書類が異なる場合がありますので、お問い合わせください。

枚方市福祉部
福祉指導監査課 障害指定担当
電話 072-841-1467(直通)
FAX 072-841-1322
Mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp